

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
（ 公 印 省 略 ）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

薬剤耐性緑膿菌感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項の規定に基づく届出の基準等をお示ししているところですが、今般、第 11 回厚生科学審議会感染症部会薬剤耐性（AMR）に関する小委員会及び第 98 回厚生科学審議会感染症部会において、当該感染症の指定届出機関における届出数が減少していること等を踏まえ、全数把握疾患とすることや届出基準の見直し等について了承いただいたところです。

このことを踏まえ、届出通知の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添（改正箇所は網掛け部分）のとおり改正し、令和 8 年 4 月 6 日から適用することといたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 7 年 11 月 13 日付け感感発 1113 第 1 号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）については、令和 8 年 2 月 5 日付けで廃止することとします。

記

1 改正内容

医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第 6 について、下記のとおり改正する。

- ① 「5 1 薬剤耐性緑膿菌感染症」を全数把握疾患とし、名称及び届出のために必要な検査所見を変更するとともに、「1 6 多剤耐性緑膿菌感染症」と記載位置を変更する。
- ② ①の変更に伴い、1 6 から 4 6 までの番号を 1 つずつ繰り下げる。
- ③ ②の変更に伴い、「2 5 薬剤耐性アシネトバクター感染症」の（4）の表中「アミカシンの感受性ディスク（KB）の阻止円の直径が 1 4 mm 以下」を「アミカシンの感受性ディスク（KB）の阻止円の直径が 1 6 mm 以下」とする。
- ④ 「4 7 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症」の記載位置を 5 0 とする。
- ⑤ ④の変更に伴い、5 0 を 5 1 に繰り下げる。
- ⑥ 届出様式（全数）別記様式 5－1 6 を追加し、別記様式 5－1 6 から 2 4 までの

番号を1つずつ繰り下げる。

- ⑦ 届出様式（定点）別記様式6－6中「薬剤耐性緑膿菌感染症」に係る記載を削除する。
- ⑧ その他形式的な修正を行う。

2 適用日

令和8年4月6日から適用する。

3 留意点

令和8年4月1日から4月5日までの薬剤耐性緑膿菌感染症については基幹定点としてこれまでと同様に翌月の初日（5月の初日）に届出していただきますようお願いする。

なお、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和7年11月13日付け感感発 1113 第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知）からの主な変更点は、下記のとおりである。

- ・医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準における「多剤耐性緑膿菌感染症」の掲載位置が第6の3とされていたところ、前記1①のとおり、第6の16として掲載した。
- ・「16 多剤耐性緑膿菌感染症」の「（3）届出基準」のア及びイ中「指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、」を「医師は、」に改めた。
- ・届出様式（全数）別記様式5－25の追加とされていたところ、別記様式5－25ではなく、別記様式5－16として追加した。
- ・届出様式（定点）別記様式6－6（3）の削除ではなく、別記様式6－6中「薬剤耐性緑膿菌感染症」に係る記載を削除した。
- ・前記1③から⑤まで及び⑧の改正事項を追加した。

【連絡先】

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課